

資金決済法に基づく情報提供

令和 3 年施行の 改正資金決済法に基づき、当社の前払式支払手段（まるごうおさいふプリカ及び丸合商品券）について、お知らせ致します。

1. 利用者資金の保全方法

資金決済法 14 条 1 項の規定の趣旨：

前払式支払手段の保有者の保護のための制度として、資金決済に関する法律の規定に基づき、前払式支払手段の毎年 3 月 31 日及び 9 月 30 日現在の未使用残高が 1,000 万円を超える時は、その半額以上の額の発行保証金を法務局等に供託等することにより資産保全することが義務づけられております。

資金決済法 31 条 1 項に規定する権利の内容：万が一の場合、前払式支払手段の保有者は、資金決済に関する法律第 31 条の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。

発行保証金の供託、発行保証金保全契約又は発行保証金信託契約の別：

当社の利用者資金の保全方法は次のとおりです。

- ・金銭による供託

2. 【無権限取引により発生した損失の補償等の対応方針】

利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより損失が発生した場合の利用者の補償等の対応方針は、以下の通りとなります。

・「まるごうおさいふプリカ」の紛失、盗難、その他の事由により電子マネー未使用残高が消失した場合、または第三者に不正使用されたことにより損害が生じた場合であっても、当社の故意または重過失による場合を除き、当社はその責任を負いません。

株式会社 丸合